

低所得者支援給付金支給事業（特別加算分）実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、国の総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）の趣旨を踏まえ、特に物価高騰の影響を受ける低所得者世帯（令和7年度住民税所得割非課税世帯）に対して臨時的措置として伊勢原市（以下「本市」という。）が実施する、低所得者支援給付金支給事業（特別加算分）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、低所得者支援給付金（以下「支援給付金」という。）とは、前条の目的を達するために、本市によって贈与される給付金をいう。

（支援給付金の支給対象者）

第3条 支援給付金の支給対象者（以下「支給対象者」という。）は、令和8年2月1日（以下「基準日」という。）において、本市の住民基本台帳に記録されている者であって、令和7年度分の住民税所得割が非課税である世帯（同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和7年度分の住民税所得割が課されていない者で構成された世帯（以下「住民税所得割非課税世帯」という。））の世帯主とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯は、支給要件を満たさないものとする。

- (1) 租税条約による免除の適用の届出によって、住民税が課されていない者を含む世帯
- (2) 令和7年度住民税を課税された者で構成された世帯及びその者を含む世帯で、令和7年1月2日以降に生活保護受給対象となった世帯

（支給額）

第4条 第3条の規定により支給対象者に対して支給する支援給付金の金額は、当該支給対象者が属する世帯を構成する世帯員1人当たり1万5千円とする。

（受給権者）

第5条 支援給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者）とする。

2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者について、市長が必要があると認めるときは、これらの者を本市における受給権者として認めることができる。

（支給の方法等）

第6条 支援給付金の支給を受けようとする者は、低所得者支援給付金支給のお知らせ（兼確認書）（令和7年度住民税所得割非課税世帯に対する給付）（第1号様式。以下「確認書」という。）を提出又は低所得者支援給付金支給申請書（兼請求書）（令和7年度住民税所得割非課税世帯に対する給付）（第2号様式。以下「申請書」という。）により申請するものとする。ただし、低所得者（住民税非課税世帯）支援給付金支給事業実施要

綱（令和7年伊勢原市告示第24号）及び伊勢原市定額減税補足給付金（不足額給付）支給事務実施要綱（令和7年伊勢原市告示第156号）において、給付金の支給実績がある支給対象者（代理申請者を除く。）については、これらの事業における給付金の振込口座と同一口座への振り込みを希望する場合には申請を要さないものとする。

2 前項に規定する確認書の提出又は申請書による申請に基づく給付は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第4号に掲げる方式は、支給対象者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していること、その他第1号、第2号又は第3号による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 電子申請方式 支給対象者が確認書を電子情報処理組織による申請により提出し、本市が支給対象者から指定された金融機関の口座（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条に規定する預貯金口座（以下「公金受取口座」という。））に振り込む方式

(2) 郵送申請方式 支給対象者が確認書又は申請書を郵送により市に提出又は申請し、本市が支給対象者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口申請方式 支給対象者が確認書又は申請書を本市の窓口へ提出又は申請し、本市が支給対象者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(4) 窓口現金受領方式 支給対象者が確認書又は申請書を郵送により提出若しくは申請又は本市の窓口へ提出し、本市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、収入又は所得を証明する書類等を提出させること等により、当該申請者が第3条に規定する要件を満たす者であるかについて確認を行う。

4 市長は、支援給付金の申請に当たり、官公署が発行する身分証明書の写し等を提出又は提示をさせること等により、当該申請者の本人確認を行う。

（代理による申請等）

第7条 支給対象者に代わり、代理人として前条の規定による確認書の提出又は申請書による申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。ただし、電子情報処理組織による申請は本人に限る。

(1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者

(2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）

(3) 親族その他平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

2 代理人が確認書又は申請書を提出又は申請するときは、確認書又は申請書の委任欄へ記載をすることとする。また、この場合、市長は、官公署が発行する身分証明書の写し等の提出又は提示をさせること等により、当該代理人の本人確認を行う。

3 市長は、代理人が第1項第1号に掲げる者にあつては、住民基本台帳により、また、同項第2号及び第3号に掲げる者にあつては、市長が別に定める方法により、代理権を確認することとする。

(申請期限等)

第8条 支援給付金の申請受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 確認書及び申請書の提出期限は、令和8年6月30日とする。

(支給の決定)

第9条 市長は、第6条の規定により提出された書類を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給することを決定したときは、支援給付金の支給手続を行うこととする。

(支給等に関する周知)

第10条 市長は、給付金事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知を行うこととする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第8条第2項の提出期限までに第6条の規定による申請が行われなかった場合は、当該支給対象者が支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、申請書等の不備による振込不能等があり、市長が確認等に努めたにもかかわらず申請書等の補正が行われず、当該支給対象者の責めに帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により支援給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 支援給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和8年2月27日告示第31号)

この告示は、令和8年3月1日から施行する。

様

伊勢原市長 萩原 鉄也



低所得者支援給付金支給のお知らせ（兼確認書）

（令和7年度住民税所得割非課税世帯に対する給付）

令和7年度の住民税の課税状況に基づき支給対象者に該当するため、次のとおり支給予定額をお知らせします。本確認書に印字された口座（「2. 支給方法について」①に印字されている口座）への振り込みを希望される場合は手続き不要です。令和8年4月30日（必着）までに入金口座の変更や辞退の御連絡がない場合は印字された口座へ給付金のお振り込みを行います。

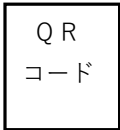
本確認書に口座情報が印字されていない方は、令和8年6月30日（必着）までに電子申請（ファストパス）または確認書の提出をお願いします。

支給予定額 円

支給日 申請方法により異なります。別添「低所得者支援給付金の御案内」を参照ください。

電子申請（ファストパス）で提出する場合

マイナンバーカードをお持ちの方で公金受取口座をマイナポータルで登録済みの方は、電子申請（LINE申請）が可能ですので右のQRコードから申請してください。



この確認書を提出する場合

次の1、2の項目を確認し、世帯主の方が記入してください。※裏面の内容も必ずご確認ください

1. 私の世帯は給付金の受給を

希望します ⇒ 「2. 支給方法について」の欄へ進んでください。
 希望しません ⇒ 「ご記入いただくのは以上です。（確認書の返送が必要）」
※どちらかに☑し、下欄に氏名、確認日、連絡先を記入してください。

世帯主氏名		確認日	令和 年 月 日	連絡先電話番号	
-------	--	-----	----------	---------	--

2. 支給方法について ②または③の支給方法を希望する場合はどちらかに☑を入れてください。

① 次の口座へ振込を希望します。【手続き不要（確認書の返送不要）】

支給口座	分類	口座番号
	口座名義	

② 次の口座へ振込を希望します。【確認書の返送が必要】
※添付書類が必要となります。裏面「4. 添付書類」をご確認ください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義(フリガナ)
		1普通 2当座	※右詰めでお書き下さい	※通帳の表記に合わせて下さい
金融機関番号	店番号			

ゆうちょ銀行

通帳記号	通帳番号	口座名義(フリガナ)
(6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい)	※右詰めでご記入下さい	※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	1 0 ※	

③ 現金での受け取りを希望します。【確認書の返送が必要】
※現金受取は銀行口座がない等のやむを得ない事情がある場合のみ対応。（後日市役所で窓口交付）

3. 代理人記入欄

代理人が確認書を提出する場合、又は代理人名義の口座に振込希望する場合は下欄に記入してください。

代理人	フリガナ	申請者との 関係	代理人生年月日	代理人住所
	代理人氏名		明治・大正・昭和・平成	
			年 月 日	
上記の者を代理人と認め、				署名または記名押印
支援給付金の <input type="checkbox"/> 確認 <input type="checkbox"/> 受給 <input type="checkbox"/> 確認及び受給				世帯主氏名
を委任します。(いずれかに☑) ※法定代理の場合は☑不要				

4. 添付書類

のりしろ

振込先金融機関口座確認書類 貼り付け欄

表面の「2. 支給方法について」の①に印字された口座以外の口座への振込を希望される場合は、口座の確認書類(受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳又はキャッシュカードの写し)を貼り付けして下さい

のりしろ

本人(代理人)確認書類 貼り付け欄

表面の「2. 支給方法について」の①に印字された口座以外の口座への振込を希望される場合、又は代理人が確認(受給)する場合には次の本人(代理人)確認書類を貼り付けして下さい。

マイナンバーカード、運転免許証、パスポートの写し(いずれか1つ)

※上記の確認書類がない方は、健康保険の資格確認書、介護保険被保険者証、年金手帳(証書)、住民票等の写しのうち、いずれか2つを同封して(のり付けは不要)ください。

※代理による場合は、本人及び代理人両方の本人確認書類を添付してください。

◎ 注意事項

- ※ 給付金の受け取りを希望しない場合も確認書の返送が必要です。
- ※ 租税条約による住民税の免除を届けている方がいる場合は、支給対象となりません。
- ※ 代理人が確認・受給する場合は、本用紙の3. 代理人記入欄を記入してください。
- ※ 確認内容が誤っている場合は、給付金の返還を求める場合があります。
- ※ 確認書の提出が必要な場合で、提出期限までに返信がない場合及び返送した確認書に不備があり伊勢原市が定める期限までに必要な修正が行われない場合、本給付金の支給を辞退されたものとみなします。
- ※ 支給予定額に疑義がある場合は、下記の給付金コールセンターまでお問い合わせください。

お問い合わせ先 伊勢原市給付金コールセンター
電話番号：●●●●●-●●●●-●●●● (フリーダイヤル)
電話受付時間：午前●時から午後●時まで(土日祝日を除く)